

特定間伐等促進計画（変更）

大阪府 泉佐野市

令和 5 年 3 月

令和 7 年 3 月 変更

令和 7 年 9 月 変更

1 特定間伐等促進計画目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた府の方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の促進の目標として2,850ha(年平均285ha)の間伐の実施を掲げている。

大阪府の基本方針や本市の森林環境譲与税収を勘案して、令和5年度から令和12年度まで8年間で63.6ha（年平均8.0ha）の間伐を行うことを、本泉佐野市特定間伐等促進計画の目標とする。

2 特定間伐等促進計画区域

大阪府の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の計画区域を定める。

計画区域の範囲 別図のとおり（1/25,000の図面）

4 森林施業の共同化の促進に関すること

山への関心を高めて頂くため、森林学習会や農林業祭等を通じた森林整備の意識啓発を行うとともに、地域対話や林業事業体の所有者向け情報誌等を通じて森林組合等の地域の核となる林業事業体への施業委託を進める。

5 担い手の育成及び確保に関すること

大阪府と協力して、森林組合等を地域の森林整備の中核的な担い手として育成する。また、林業後継者については、大阪府や大阪府林業労働者確保支援センターに協力して、新規就労の円滑化や基幹的林業労働者の育成等に努める等、林業従事者の育成、確保を図る。

6 森林施業の合理化に関すること

施業の集約化等により、可能な限り効率的な施業への取り組みを推進していく。

7 間伐材の利用の促進に関すること

当市の林業振興対策における事業等において、間伐材の利用促進に努める。